

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、同年〇月〇日、会社Cが元請事業場として施工するD建築現場において、単管パイプの受け渡しを行っていたところ、単管パイプを取り損ない、高さ1.9メートルの基礎コンクリート上から転落し、右肩等を受傷した。

請求人は、「右肩腱板断裂」等と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第6級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第6級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の自訴、医学的意見から判断して、左上肢の機能障害及び神経症状である。

(2) 左上肢の機能障害

関節可動域の測定値は、原則として他動運動によるものであるが、関節を可動させると我慢できない程度の痛みが生じるために自動では可動できないと医学的に判断される場合等、他動運動による測定値を採用することが適切でない場合にあっては、自動運動による測定値を参考に認定を行うこととなる。

決定書理由に説示のとおり、請求人の左肩から手指にかけては複合性局所疼痛症候群（CRPS）の症状が認められるところ、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の左上肢の可動域測定は、著しい疼痛のため他動運動による測定が不可能なことから自動運動によった旨述べており、当審査会としても、請求人の左上肢の機能障害の評価は自動運動によるべきものと認め、以下にそれぞれ評価を行う。

ア 左肩関節

E医師の測定によれば、肩関節の主要運動である屈曲、外転・内転共可動域角度（外転・内転は両者の可動域角度を合計した値）は10度であり、関節の完全強直に近い状態にあるものとして、関節の用を廃したものに該当すると判断する。

イ 左肘関節

アと同様に（以下「オ」まで同じ。）、肘関節の主要運動である屈曲・伸展の可動域角度（両者の可動域角度を合計した値）は20度であり、健側の可

動域角度(140度)の10%程度以下に制限されているものには該当せず、健側の1/2以下に制限されているものとして、関節の機能に著しい障害を残すものに該当すると判断する。

ウ 左手関節

手関節の主要運動である屈曲・伸展の可動域角度(両者の可動域角度を合計した値)は15度であり、健側の可動域角度(150度)の10%程度以下に制限されているものに該当し、関節の完全強直に近い状態にあるものとして、関節の用を廃したものに該当すると判断する。

エ 左前腕

前腕の主要運動である回内・回外の可動域角度(両者の可動域角度を合計した値)は45度であり、健側の可動域角度(180度)の1/4以下に制限されていることから、障害等級第10級に準ずる関節の機能障害として取り扱うこととなる。

オ 左手指

母指から小指に至る全ての指の中手指節関節について、ほとんど動きは見られないとされていることから、全ての指が用を廃したものに該当し、「1手の5の手指の用を廃したもの」障害等級第7級の7に該当すると判断する。

(3) 左上肢の機能障害に係る障害等級

請求人の左上肢には上記(1)のアからエまでの障害が認められるが、このうちエに関し、手関節部又は肘関節部の骨折等により手関節又は肘関節の機能障害と回内・回外の可動域制限を残す場合は、いずれか上位の等級で認定することになることから、本件においては左手関節の用廃(単独で評価した場合障害等級第8級)ないしは左肘関節の著しい機能障害(単独で評価した場合障害等級第10級)をもって認定することとなる。

そうすると、請求人の左上肢の機能障害として評価すべきは、肩関節及び手関節の用廃、肘関節の著しい機能障害と1手の5の手指の用廃となる。このうち、左上肢の3大関節、すなわち肩関節、肘関節及び手関節の機能障害は、障害等級表上同一系列の障害となるが、請求人に残存する肩関節及び手関節の用廃、肘関節の著しい機能障害については、障害等級表上、該当する障害等級は掲げられていないことから、準用等級を定めることとなる。肩関節及び手関節の用廃が「1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの」障害等級第6級の

5、肘関節の著しい機能障害が「1 上肢の3 大関節中の1 関節の機能に著しい障害を残すもの」障害等級第1 0級の9にそれぞれ該当することから、これらについて併合の方法を用いて準用等級を定めると、準用第5級となるが、請求人に残存する障害は、「1 上肢の用を全廃したもの」(3 大関節の全てが強直し、かつ、手指の全部の用を廃したもの) 障害等級第5級の4の程度には至らないことから、準用第6級となる。

次に、同一上肢の機能障害と手指の機能障害は、障害の系列は異なるものの、同一系列とみなして取り扱うこととなるから、これらについて併合の方法を用いて準用等級を定めると、準用第4級となるが、やはり請求人に残存する障害は、「1 上肢の用を全廃したもの」障害等級第5級の4の程度には至らないことから、準用第6級となる。

(4) 左上肢の神経症状

前記のとおり、請求人の左肩から手指にかけては複合性局所疼痛症候群の症状が認められる。請求人の複合性局所疼痛症候群は、タイプIの反射性交感神経性ジストロフィー(RSD)に分類されるが、決定書理由第2の2(2)ウ(オ)Cに説示のとおり、障害等級認定の際の認定要件に該当するかについては疑義があり、仮に当該認定要件を満たすものとする、と、障害の程度が重ければ「軽易な労務以外の労働に常に差し支える程度の疼痛があるもの」障害等級第7級の3に該当することとなる。なお、当該等級を超えることはない。

(5) 請求人に残存する障害の障害等級

請求人に残存する障害のうち、上記(4)の左上肢の神経症状については、上記(2)でみたように、左上肢の機能障害を複合性局所疼痛症候群(反射性交感神経性ジストロフィー)によるものとして評価していることから、決定書理由に説示のとおり、機能障害といずれか上位の等級をもって請求人に残存する障害の障害等級とすることとなる。

したがって、請求人に残存する障害の障害等級は、左上肢の神経症状の障害等級の如何に関わらず、左上肢の機能障害と左上肢の神経症状のうち、上位の等級である左上肢の機能障害の障害等級である準用第6級をもって認定することとなる。

なお、再審査請求代理人は、左肘関節の機能障害の評価について、日常生活では激痛が走ってほとんど動かすことができず、無理して動かし多少動いたと

しても、日常生活で動かないのであれば、それを基に判断すべきである旨主張するが、上記（２）のとおり、左肘関節のみならず肩関節及び手関節についても自動運動による測定値において評価しているものであるから、当該主張は採用できない。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害の程度は障害等級第６級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。